

表現の自由と倫理について語る前に — 《88 の提案》をめぐる議論 —

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 京都市立芸術大学美術学部 公開日: 2023-03-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 磯部, 洋明 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15014/0002000047

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.



表現の自由と倫理について語る前に

—《88の提案》をめぐる議論—

Before We Talk about Freedom of Expression and Ethics: Discourse on the “88 proposals”

Hiroaki Isobe 磯部 洋明

1. はじめに

2016年1月30日、京都市立芸術大学のギャラリー@KCUA（アクア）で、アーティストの丹羽良徳氏によるワークショップ《88の提案の実現に向けて》が行われた（以下では《88の提案》と記す）。《88の提案》の開催案内で「実現に向けて実践的な行動を開始する」とされていた項目の中には「デリバリーヘルスのサービスを会場に呼ぶ」というものがあった。実際にデリバリーヘルスのサービスが会場に呼ばれることはなかったが、主催者側から連絡を受けた女優パフォーマー元セックスワーカーのげいまきまき氏が会場に来て、参加者と話をすることが行われた。その後、この件はSNS上で多くの批判が集まる「炎上」状態になっただけでなく、表現の自由と倫理が関わる問題として、また差別と人権の問題として、さまざまな角度から批判的に論じられることになった。その中には大学の責任を問う声もあったが、これまでのところ京都市立芸大は大学として公式の応答はしていない。

本稿の目的は、《88の提案》に関してこれまでSNS、ブログ、出版物などで発表されてきた言説を整理し、そこで挙げられている論点について考察することである。それにあたっては、今改めてこの問題を取り上げる理由に加えて、著者である私のこの問題に対する立ち位置を説明しておきたい。

私は2018年度に京都市立芸大美術学部に通教育担当（物理学分野）の専任教員として着任しており、《88の提案》が開催された2016年は同じ京都市内の他大学に勤務していた。従って《88の提案》やその前後に大学内で起きたことを直接見聞きはしていない。インターネット上で話題になっているのを見かけた記憶はあるが、当時は美術分野に深い関わりを持っていなかったこともあり、

特段強い関心を払ってはいなかった。着任後にこの件について関心を持って調べ始めたのには3つの理由がある。

1つ目は、表現活動に伴う倫理や人権の問題という極めて重要な問題に関して大学に対する批判がSNSのみならず様々な媒体で表明されている以上、それへの応答はあってしかるべきだと考えたことである。これは基本的には大学として、あるいは学内の直接の関係者からなされるべきことだと思われるが、私も京都市立芸大の構成員として、少なくともこの問題についての認識を問われれば答えられるようにしておくべきだろうと考えた。

2つ目は、2016年当時在籍していた学生、そして現役の在学生からも、この件について大学からの説明や応答がないことに対する違和感や不信感を聞いたことである。これに対応することは教育機関としての大学の責任であり、私も一人の教員として責任がある。本稿の執筆を最も強く後押ししたのはこの動機である。

理由の3つ目はやや特殊で、芸術大学にいる自然科学者としての私の個人的な関心が反映されている。それは科学と芸術のコミュニティとしての類似性である¹。しばしば「一見遠いもののように見えるが」的な枕詞を伴いつつ、科学と芸術には探究心やクリエイティビティなど共通するものがあるといった言説はよく見かける。そのこと自体に反論はないが私に関心を持っている類似性はそういうことではなく、以下のようなものである。科学も芸術も、研究者/アーティストを核とし、媒介者や愛好者を含むことで外部との境界は曖昧であるものの、一種のコミュニティを形成している。そのコミュニティは高い専門性や「特殊なセンス・能力が求められる」というイメージから敷居の高さや閉鎖性を指摘されることが多い。どちらも政治や経済との距離感などコミュニティ外との関係に葛藤があり、コミュニティ内部ではジェンダーギャップやハラスメント、労働問題など類似の課題

を抱えている。そして、どちらも他者を調査や表現の対象にすることである種の「成果」を創出することがあり、そのことに伴う倫理的な問題が存在する。科学と芸術がコミュニティとしてそれぞれ抱えるこれらの課題を共有し、互いの経験から学び合うことこそが、今やるべき科学と芸術の協働であり、それを京都市立芸大で実践したいと私は考えている。それにあたっては「科学者とアーティストに求められる倫理」は間違いなく最重要テーマの一つであり、そのテーマについて京都市立芸大で語るときに《88の提案》のことをスルーしたままではいけない。このことがこの問題について私が調べ始めた3つ目の理由である。

本稿では《88の提案》の当日実際に何があったかについては、全て関係者が出版物やインターネット上の記事などで公開している情報に基づいて記している。げいまきまき氏および学内の関係者への聞き取りによる確認も行っているが²、本稿にかかれていることは全て著者である私が理解したことを私の責任で書いているものであり、大学としての認識を示したものではないことは強調しておきたい。

本稿の執筆に先立つ2022年2月22日に、げいまきまき氏をゲストに迎え、この問題について学生や卒業生たちが話し合う座談会「表現の自由と倫理」をオンラインで開催した。同座談会は、私と2016年当時に京都市立芸大に在学していた卒業生および開催時点で在学中の学生、それに京都大学で人を対象にしたフィールドワークを伴う研究を行っている大学院生で企画したものである。本稿の考察はこの座談会の企画メンバーやげいまきまき氏を始めとした参加者との議論に多くを負っている。しかし、繰り返しになるが本稿で書かれていることはすべて筆者が責任を負うものである。同座談会自体の報告は企画した学生・卒業生が中心になって別稿を準備中で、当日の議論の書き起こしなど一部の記録は座談会のウェブサイトに掲載されている³。

本稿の残りの構成は以下である。2章ではまず《88の提案》の背景と概要を公式情報に基づいて説明し、次に実際に当日何があったのかを、現場にいた人がインターネットのサイトや書籍等で明らかにしている情報に基づいて整理する。3章では事後に《88の提案》に関してインターネット、大手メディア、学術論文および書籍等の入手可能な媒体で展開された言説を網羅的に渉猟し、媒体ごとにまとめている。4章ではこれらの言説をいくつかの主要な論点に整理し、各論点に対する筆者の考あわせて記す。なお以下の章では関係者の敬称は省略する。

2. 《88の提案》とその後に起きたこと

2.1 背景および公的記録

《88の提案》は単独で開催されたイベントではなく、より大きな枠組みで京都市立芸大が実施していた事業の一部である。京都市立芸大は2013年度から文化庁の委託事業「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」を受託して「アーティストの招聘による多角的なワークショップなどを通じた新進芸術家育成事業」を実施していた。同事業では2015年度に国外から4名のアーティストを招聘して3つのワークショップが開催されており、このうち、ポーランドより美術作家のパヴェウ・アルトハメルとアルトゥル・ジミェフスキを講師に迎えて実施されたワークショップが「House of Day, House of Night 昼の家 夜の家」(以下「昼の家 夜の家」と記す)である。「昼の家 夜の家」は公募により選出された「育成対象者」である5名と1組(6名のコレクティブ)のアーティストが参加し、丹羽良徳もその一人であった。アルトハメルとジミェフスキが講師として参加したワークショップは2015年7月6日から18日にかけて行われた。そしてその約半年後の2016年1月に、参加した育成対象者による成果発表展としての性格を持つ展示の中で<「真のアカデミー」講義・演習>が複数回行われた。《88の提案》はそのうちのひとつという位置づけである。

《88の提案》の開催当時、イベントを告知するギャラリー@KCUAのホームページには以下のように記載されていた⁴。

2016年1月30日(土) 14:00～

「88の提案の実現に向けて」丹羽良徳

アカデミーと社会との往来のなかで「88の提案」よりピックアップした提案の以下の実現に向けて実践的な行動を開始します。

便宜的に講義ということにしておきますが、実際には参加者の実践的な参加が求められます。当日はビデオ撮影を予定しているので、参加者はビデオに映ることをご了承のうえ参加ください。同時刻より増本泰斗 featuring 吉濱翔「bar spiritual fitness」と同時並行で開催。持ち物なし、途中参加・途中退場自由。

14. デリバリーヘルスのサービスを会場に呼ぶ

78. 男子トイレと女子トイレを入れ替える

74. 階段で野菜の天ぷらを揚げる

85. タクシーで城の周りを5周する

(イベント終了後追記)

上記提案のうち、74と85は実現に向けての実践的な行動が行われ、14については急遽、事情に詳しい方にお越しいただき、仮にそれを行った場合におこるさまざまな問題点について、お話を伺いました。78は未検討です。

「昼の家 夜の家」およびその一環である「真のアカデミー」講義・演習⁵については、終了後に京都市立芸大から報告書⁵が発行されている(以下では単に報告書と記す)。報告書には、《88の提案》で実際にどのようなことが行われたのかについて詳細な説明はないが、「昼の家 夜の家」の企画監修を担当した加須屋明子・京都市立芸大美術学部教授による以下のような説明がある⁶。やや長いがそのまま引用する。

1月最終週の30日土曜日には、丹羽良徳のワークショップ《88の提案の実現に向けて》が行われた。丹羽が会場に掲示した《88の提案》では、2015年夏のワークショップ「昼の家、夜の家」を受けて、そこで実際に行われたこと、そこで見聞きしたこと、連想されたことなどが88個の短い文章で示されており、それらを読むことで、ある程度は観客もワークショップを追体験できるようにとの意図もあったらしい。それぞれの行は中心から外に向けて伸びてゆくような形で丸く書かれており、あたかも十字架の光背を思わせるようでもある。また88という数字は、四国88か所巡礼あるいは88夜のように、様々なものを連想させる。すでに述べたように、夏のワークショップではヨーロッパと日本との文化の対話が視覚的イメージの連鎖によって行われた非言語コミュニケーションであり、その中で何度も宗教的なシンボルが登場し、どこか儀式あるいは修行のように感じられるところもあったが、丹羽のこの提案も、それを踏まえたものであったのかも知れない。

2015年夏に実施したワークショップ(引用者注:これはアルトハメルとジミエフスキが講師として参加したワークショップを指す)が「制限のない」コミュニケーションであり、ただし互いの提案を尊重しあい、いたずらに尊厳は傷つけない、という確認を最初に相互に行った上で実施されたのと似て、丹羽の88の提案には、実現が容易なものも、そのままでは到底実現し得ないものも含まれていたが、あらかじめの前提として各自の尊厳は尊重し、人権を侵害しないことを確認した。30日に実施したワークショップでは、88の提案の中からレベルの異なる4項目、すなわちそのままで実現できそうなもの、少し解釈を加えることが必要となりそうなもの、更に

そのままでは実現が非常に困難か、公共空間では実施不可能な項目も選ばれ、その「諸条件を検討」することが目指された。提案というアクションを丹羽が行い、それに対するリアクションが求められるような場ともなった。ある提案がもし実行されれば、遂行者は新たな提案を自由に行うことができた。

また同報告書には「昼の家 夜の家」育成対象者(参加作家)としての丹羽によるテキストもいくつか記載されているが、《88の提案》に直接的に言及したものはない。《88の提案》がその一部である『「真のアカデミー」講義・演習』について丹羽が書いた部分が以下である⁷。

学問や芸術の研究機関を意味するアカデミーに「真」と冠をつけることによって、反照射的にこの社会の存在するアカデミーと称される教育機関の現状に批判的なまなざしをおくる。そもそも我々が新きものを学び、新き場所に到達するためには、社会の根底に流れる共有価値観を裏切ったところから始めなければいけないという確信をもとに、「なんでもあり」という極端に既存の価値基準を一度リセットした状態に戻すことによって、思考停止の状態へ一時的に埋葬することによって、もしくは自分でも何がなんだかわからない状態へ持ち込むことによって、混乱とそれに乗じた一時的な恍惚と絶望の繰り返しのなかで、人間社会の価値創造のメカニズムに実践的に介入しようとする試みであると理解している。

《88の提案》で挙げられた4項目を含む「88の提案」全体のリストは、丹羽のホームページに掲載されている⁸。

2.2 当日起きたこと

《88の提案》で実際にあったことが報告書よりも具体的に書かれているものとしては、当日現場にいたげいまきまきを含む有志が《88の提案》の約2週間後の2016年2月14日に公開したサイト「Don't exploit my anger! わたしの怒りを盗むな」がある⁹。そこにはげいまきまきによる《88の提案》直後のツイートのもとも、げいまきまきからの聞き取りに基づいた当日起きたことの時系列の整理の他、アーティストのプブ・ド・ラ・マドレーヌが「昼の家 夜の家」の監修者である加須屋と直接やりとりした内容も記載されている。げいまきまきは2018年に出版されたセックスワークに関する書籍に寄せた論考でも《88の提案》のことを書いている¹⁰。同書ではワークショップ中に参加者と交わした議論が「わたしの怒りを盗むな」よりも詳細に書かれており、それについては3.2節で触れるが、当日のおおまかな事実関係については同書と「わた

しの怒りを盗むな」で大きく変わるところはないため、本節での事実関係を整理には後者を参照する。

「わたしの怒りを盗むな」以外に《88の提案》当日の様子とその場にいた人物によって比較的詳細に語られているものとしては、丹羽、そして《88の提案》の参加者の一人であったF.アツミが参加して2017年に開催されたトークイベント「芸術祭の公共圏—敵対と居心地の悪さは超えられるか?」の記録がある¹¹。またF.アツミがArt Phil名義で出版した電子書籍では《88の提案》の件が詳細に論じられており、その中には当日交わされた具体的な会話の記述もある¹²。

以下では、有志のサイト「わたしの怒りを盗むな」(文献A)、トークイベント『芸術祭の公共圏』(文献B)、Art-Phil『フレーミングするパレルゴンのパルコマン——丹羽良徳の《88の提案》を後に』(文献C)、「昼の家 夜の家」報告書(文献D)に基づいて当日起きたことを時系列で簡単に整理する。それぞれ参照した文献を[A]-[D]の記号で示している。これらの文献は異なる立場から書かれているが、ここに記述している程度の事実関係に関しては大きな違いや相互の矛盾はない。

まず会場は京都市立芸術大学のギャラリー @KCUA (アクア) で、《88の提案》への参加者は丹羽、加須屋、アクアの学芸員の他は数名程度だった[A]。イベントを告知するサイトに「ビデオ撮影を予定」とあったように、参加者の一人がビデオカメラで撮影を行っていた[A]。[B, C]でF.アツミは自分が撮影していた旨を述べている。

ワークショップ開始後、参加者によって『デリバリーヘルスのサービスを会場に呼ぶ』ことについての検討が行われた[A, D]。[C]の冒頭にはその検討が行われている様子と考えられる会話が記載されている¹³。一方、「74. 階段で野菜の天ぶらを揚げる」「85. タクシーで城の周りを5周する」に関しては実際に行動に移されたことは上述のようにイベント告知サイトに記載されており、[C]にもそれを裏付ける記述がある。

開始後しばらくしてから、元セックスワーカーであることを明らかにして活動しているげいまきまきに話を聞くことが提案され[A]、知人を介して電話で連絡を受けたげいまきまきが会場に会場した[A, B, C]。げいまきまきは「デリバリーヘルスのサービスを会場に呼ぶ」こと、あるいはそのようなコンセプトが公開のワークショップに掲げられていたり、その場が撮影可能になっていたりすることが、セックスワーカーにとってどのようなリスクや恐怖を与えるかを、セックスワーカーの置かれている状況とともに説明した[A, B, C]。

その後約2時間[A]、げいまきまきと《88の提案》の参加者の間で話し合いがもたれた。概ね冷静な雰囲気の中で行われ、「表現の自由」や「アートの持つ力」といっ

たことについても話題になったが、何らかの結論や合意に至って話し合いが終わるといった形にはならなかった[A, B, C]。

3. その後の議論

3.1 SNSでの批判

《88の提案》の終了後、当日の夜から翌日にかけてげいまきまきはその日あったことをツイッターに投稿した¹⁴。げいまきまきによる当初のツイートにはワークショップや作家、会場の名称は明記されていなかったが、「デリバリーヘルスのサービスを会場に呼ぶ」という内容からすぐに同定され、ツイッター上でいわゆる炎上の状態になった。ツイッター上での議論、あるいは炎上の様子は、特定のテーマについてのツイートをまとめたサイト(togetter)でいくつかまとめられている¹⁵。多くの反応は、セックスワーカーを公開のイベントの会場に呼ぶ(実際には呼んでいないとしても)というコンセプト自体、それがアートの名の下に行われたこと、そしてそれが大学の運営するギャラリーで行われたことを批判するものである。ツイッターおよびそのまとめというメディアの特性上、投稿の多寡を何らかの意見分布と結論づけることはできないが、それでも「デリバリーヘルスのサービスを会場に呼ぶ」というコンセプトを擁護する意見はほとんど見られない。ただしイベントの背景や当日何があったかに関する情報が極めて限られていたために企画の意図が明らかではない、実際にデリバリーヘルスのサービスが呼ばれたわけではないといった理由で批判を留保する意見や、きちんと事前に説明して同意の下でデリバリーヘルスのサービスを呼ぶのであればよいのではといった意見は散見される。

SNS上での批判の対象は《88の提案》だけでなく、現代アートの一部が社会的規範から取って逸脱することに芸術性を見いだしたり、弱者やマイノリティの生を作品として消費・搾取したりすることへの批判にも広がっている。特に、あるアーティスト¹⁶が丹羽を擁護し《88の提案》への批判を批判する立場から「アーティストって肩書きは、『人権侵害します』って意味」という趣旨のツイートをして以降は一層その傾向が強まったように見える。なおtogetterにまとめられているのは《88の提案》直後のツイートのみだが、「デリヘル、アート」などのキーワードでツイッター検索すると、その後も継続的に話題にされていることが分かる。

3.2 当日現場にいた人による発信

本節では、一部2.2節と重複するが、当日現場にいた人物およびその周囲からの公開の場での発信(SNSを除く)

を概ね時系列に沿ってまとめておく。

《88の提案》開催直後からこの問題に関心を持った人がもっともよく参照し、しばらくの間はツイッターを除く事実上唯一の情報源であったのが「わたしの怒りを盗むな」である。同サイトは《88の提案》で起きたことをげいままきから聞き、問題意識を共有した有志メンバーによって作られ、《88の提案》からおおよそ2週間後の2016年2月14日に公開された。同サイトを立ち上げた一人であるブブ・ド・ラ・マドレーヌは、当日現場には来ていないが、セックスワークに従事していたことを明らかにして活動しているアーティストとしてげいままきと同様に《88の提案》当日に大学関係者から連絡を受けており、事後的に大学関係者とのこの件について直接話し合いも行っている。

同サイトには《88の提案》に関連してげいままきとブブ・ド・ラ・マドレーヌが見聞きし、考えたことその他、実際にデリバリーヘルスのサービスを呼んだとしたら何が起きると想定されるかやセックスワーカーの置かれている状況についてのQ&Aも掲載されている。また有志メンバーである社会学者の山田創平は本件が大学で起きたことを特に問題視する立場から、研究倫理上の問題、そしてこのようなことが行われると大学や表現の現場への権力の介入を招き、結果として表現の自由を損ない兼ねない可能性について論じている。同じく有志メンバーのあかたちかこは「ひとりの京都市民として、また、芸術を信頼する者として、教育が好きでそれを仕事にする者として、そして、性教育の専門家としてずっと性と社会について考えてきた者として」、「今回のことに関して、わたしは怒っています」と表明した上で、「どうしても、今回のような『公共の場』に、デリヘル嬢を呼びたいなら」どのようにアプローチし得たか、すべきだったのかを述べ、「わたしは、今回の件に関して、謝罪や賠償ではなく、対話と再考と教育を求めます」と結んでいる。

「わたしの怒りを盗むな」公開から間もない2月23日には、京都市内でブブ・ド・ラ・マドレーヌと山田創平が参加した座談会「表現と倫理の間で」が開催されており、詳細な書き起こしの記録が公開されている¹⁷。また同年3月25日にブブ・ド・ラ・マドレーヌや京都市立芸大の教員も登壇して開催されたオープン・ディスカッション「表現と倫理の現在」においても、内容の詳細はないが、《88の提案》が主要な話題の一つとなったことがわかる記録が公開されている¹⁸。

同3月5日には丹羽とげいままきの双方が出演した鼎談イベントが東京で開催されている。イベントのHPには「何らかの形で後日レポートを広く公開する予定」と記載されているが、本稿執筆時点（2022年12月）時点では公開されていない¹⁹。ただしその内容の一部はArt-phil

(2017)に記載されている²⁰。

先述のように、この件に関して京都市立芸術大学およびギャラリー@KCUAからは「昼の家 夜の家」の報告書以外に公式の発信はなされていない。同報告書が発行されたのは2016年3月31日となっており、京都市立芸術大学の図書館、ギャラリー@KCUA、およびいくつかの公共図書館で閲覧できるが、インターネットで公開はされておらず、この件に関する言説ではほぼ参照されていない²¹。

翌年の2017年に丹羽および《88の提案》の参加者であったF.アツミが参加したトークイベント「芸術祭の公共圏一敵対と居心地の悪さは超えられるか？」が開催され、その記録がウェブサイトと電子書籍として公開されている²²。この中で丹羽は《88の提案》に関して「企画者であった僕の対応が雑だったっていうのは認めているし、それはもう僕は反省しなきゃいけない」とし、その上で「とにかくいろいろな人たちと話を続けてその都度考えを更新していくっていうのが、僕なりの今のところの応答」「広い視点で何らかの応答をあきらめないで続けていく」と述べている²³。一方、同トークイベントの中では丹羽よりもF.アツミが《88の提案》の詳細を語っており、かつ丹羽よりも《88の提案》に対して肯定的な評価をしている²⁴。また、以下に引用するような京都市立芸術大学の立場に関する言及もある。

当日のイベントをビデオ撮影していた人として言っておいたほうがいいことは、ワークショップ当日の最初から最後まで、感覚的な面白さを理由にデリバリーヘルスに従事する当事者の人を呼ぼうとした人は誰もいなかったということなんです。京都市立芸術大学の大学関係者から聞いたのですが、この見解は大学内で当日の録音・録画資料を検証したうえで共有されている認識でもあります。丹羽さんのワークショップに関するインターネット上で公開されている記事や『社会の芸術/芸術という社会』の記述内容については事実誤認を指摘できるとして、関係者はとても困惑し、憂慮していました。関係者によれば、@KCUAはワークショップでは人権の侵害がなかったとして公式見解をとくにあらためて発表していないそうです²⁵

既に本稿で何度か参照されているように、F.アツミはArt-Phil名義で《88の提案》およびそれをめぐってその後起きた言説についての論考『フレーミングするパレルゴンのバルコマン——丹羽良徳の《88の提案》を後に』を2017年に出版している。同書は《88の提案》当日に起きたことだけではなく、その後のツイッターの炎上や、後述する書籍『社会の芸術/芸術という社会』や京都新聞の記事など、その後におきた言説についても取り上げて

批評している。同書では「《88の提案》は作品になり、あるいは作品にならなかった」²⁶などといったレトリックが多用されており、その意図を正確に汲み取ることは容易ではないため、詳細は同書を参照されたい。私が理解したところでは、同書は《88の提案》における丹羽の試みを基本的には肯定的に評価するもので、また《88の提案》にまつわることの「解釈」が行き違っていることを重視するものである。また、丹羽を始めとした《88の提案》当事者が不在のまま様々な人がこの件を論じていることに疑問を呈している²⁷。

また丹羽が企画しF.アツミが編集した書籍の中では丹羽自身が《88の提案》について言及しており、「アートの名の下にアーティストの行為が免罪されることは一切ない」、「企画の背景を詳細に説明するといった十分な配慮が必要だったと思う。結果的にその配慮がまったく機能しなかったのは、企画者として批判されて当然」とも述べている²⁸。

2018年には、セックスワークに関して当事者視点で論じる論考集の中で、げいまきまきが《88の提案》で経験したことを書いている²⁹。それによれば、会場でげいまきまきがデリバリーヘルスのサービスを会場に呼ぶことの問題点を説明した後、参加者からは「表現の自由」はどうなるのかという問いが繰り返され、話し合いは平行線のまま2時間以上経った後に終了した。また事件後の反応について、「わたしの怒りを盗むな」が多くの人に読まれ、様々な記事や論考が書かれたものの、一連の議論の中で当事者であるげいまきまきに事実確認が行われることはほとんど無かったとしている。そして、「私は『セックスワーカーを扱うな』と言っているわけではないのです。ただ、扱い方は熟慮されるべきだし、その際には当事者としてしっかり向き合って欲しい」と主張している。

「昼の家 夜の家」の責任者であり、《88の提案》当日も現場で参加していた加須屋は、2021年に出版した著書の中で「昼の家 夜の家」に一章を割いている³⁰。ただしその内容の骨格は「昼の家 夜の家」報告書に加須屋が書いた文章と概ね同じものであり、ポーランドから招へいたパヴェウ・アルトハメルとアルトゥル・ジミェフスキのそれまでの活動を紹介し、それがどのように「昼の家 夜の家」のコンセプトに繋がったのかが論じられている。他、《88の提案》がその一つである、「昼の家 夜の家」に「育成対象者」として参加したアーティストたちによる成果発表展の取り組みについても加須屋の視点から紹介されている。《88の提案》で実際に起きたことについては2章で紹介した報告書の内容以上の詳細があるわけではない。だが報告書には記載がなかった注が追加されており、そこには《88の提案》で起きたことに対する加須屋の考

えが記されていると考えられるため、以下に注の全文を引用する³¹。

こうした諸条件の枠組みは複雑で、一言で伝えることが困難であるため、誤解の生じないように繰り返し丁寧に伝える方法や仕組みの検討があらかじめ必要であった。自由な連想の広がりや参加者の自発的な提案の可能性などを重視するあまり、「実現がそのままでは困難な提案」についても、あたかも実害を顧みず押し切ってしまうのではないか、という恐れや誤解を一部に与えてしまい、話し合っ互いの信頼関係を築く前にこうした状況が生じてしまったことは、夏のワークショップとは異なる展開となった。夏には、しっかり事前の説明を行い、講師の間では連日の打ち合わせと反省会が行われた上で、現場にのぞみ、ワークショップの現場では自発的な動きが尊重されて、その場で互いのコミュニケーションの連鎖が発動していた。これと大きく異なるのは、時間の制約のある中で、事前の説明は最小限にとどめられて入念なルールの確認を欠いた点、等だろうか。もちろん誤解や疑いを晴らす努力は重ねたものの、対話は難しく、コミュニケーションの連鎖の広がりには困難を極めた。また実施後のSNSによる一部を切り取った拡散や印象操作と相まって、大きな問題となった。その後も対話を積み重ねる努力を続け、より深い相互理解へと導かれたが、課題も大きい。今後も対話や考察を深め、いわれない差別や偏見の解消に向けて連帯したい。

3.3 メディア

大手メディアで本件が取り上げられたのが確認できているのは、2016年5月4日の京都新聞に掲載された、「憲法考 第一部 萎縮する表現」と題した連載の一つという位置づけの記事のみである。同記事では《88の提案》であったことをげいまきまきのコメントと共に紹介したのち、ツイッターでの論争を「賛否の言葉が飛び交った」と評している。また先述のオープンディスカッション「表現と倫理の現在」で出てきた意見として「アーティストは自由であるべき。表現を公共化する時に生じる問題はキュレーターの責任だ」「美術館やギャラリーに過大な責任を負わせると、あらゆるリスクを回避して安全な方向に流れる危惧がある」という意見を紹介している³²。記事の前年に東京都現代美術館の企画展で現代美術家の会田誠の作品に対し東京都や美術館から改変・撤去の要請があった件に言及しているが、これも「萎縮する表現」という記事のテーマによるものだろう。

同記事内ではげいまきまき以外に3人の識者のコメントが紹介されている。まず小崎哲哉は「現場に過剰な萎

縮が広がり、アーティストたちも混乱している」とし、判断の理由や責任の所在が不明瞭な「自己規制」が広がることの問題を指摘するとともに、自由な表現を追求するためにはしたたかな戦略や政治的交渉が必要だと述べている。「わたしの怒りを盗むな」のメンバーでもある山田創平は、「権力者から抑圧されることなく、個人が自分の意見を表明できることは、近代民主主義の基本的理念」としながらも、唯一の例外として「他人の生存を脅かす表現」は許されないとし、セックスワーカーの置かれた社会的な状況を知っていれば、《88の提案》が「生存を脅かす行為」につながることは想像できたはずだと指摘する。次に千葉雅也の見解が「論争が巻き起こっていること自体に批判的なまなざしを向け」ていると紹介され、千葉の言葉として以下が引用されている。

「突出した行為に対し、ネット上では批判が殺到して『炎上』するのは、ある種の羨望の裏返しにすぎない。特権性を許さない日本的な平準化欲望と、アートに公共意識を求めるアカデミズムが共犯関係を結び、前もっての過剰な配慮、『気にしい』の蔓延を生み出している」

「法律や憲法が禁止していようと、人間は何事かをやるときにはやる存在だ」

「そうした危険でもありうる人間の行動可能性に触れているのがアートである」

「アートは他人に迷惑をかけてよいのだ、と擁護するつもりはない。しかし、あらゆる迷惑行為をあらかじめ防止しようとすることは『総萎縮社会』というファシズムに転化しかねない」

この発言については4.5節で検討する。

3.4 書籍『社会の芸術／芸術という社会』

2016年12月に出版された『社会の芸術／芸術という社会』³³は、芸術と社会の関わりについての複数の論考と対談録からなり、多くの論者がこの本が出版された年の1月に開催された《88の提案》について批判的に言及している。

同書の執筆者の中で最も《88の提案》に多く言及し、また強い批判を述べているのが、編者でもある神野真吾である。神野は《88の提案》を「自分たちを表現の自由を根拠とした特権的存在であると自認するアート王家とその連れの人たちが、自分たちの感覚的な面白さを理由に」アート外部の人を巻き込んだと批判する³⁴。また神野は「本WSのアーティストを擁護してさらに事態を複雑化させた人物のTwitter上での発言」について言及し³⁵、「デリヘルアート事件の時に『アート死ぬ』『アートは糞』という声がSNSで少なからず発されたことに私は反論することができない」と、《88の提案》にとどまらずアート

業界全体の現状についても苦言を呈している³⁶。

表現の自由とヘイトスピーチの問題について寄稿している明戸隆浩も、《88の提案》そのものというよりは、丹羽を擁護する立場からツイッターで「アーティストなんだから人権侵害することもある」という趣旨の発言がSNSであったことを主に取り上げ、その発言の問題点を指摘している³⁷。

清水晶子によるポルノ表現についての論考では、本文中に《88の提案》への直接の言及はないが、『「知る視線」の主体ではなくその対象として設定され表象されることが「人間」としての権利と尊厳との侵害と密接につながっている』という文脈の中で、註としてタイのセックスワーカーを無断撮影した大橋仁による作品並んで《88の提案》を『「一方的に見る／知る」姿勢がその対象の権利と尊厳との実際の侵害につながったケース』として挙げている³⁸。

岸政彦による論考では、《88の提案》について「この件に中立であると述べるつもりはない」「若干の違和感を感じている」と批判的な見解を持っていることは示されているものの、それ自体が論考の主題ではない。「私個人にとってもっとも興味深かったのは、この事件を招いた当事者の発言よりもむしろ、そのアーティストを取り巻く外野の人々が倫理や欲望について語るその語り方だった」とあるように、アート関係者が政治的なもの、倫理的なもの、学校的なものに対峙する時の、アート外のコミュニティとのズレのようなものが論じられている³⁹。

最後に、編者である北田暁大は、《88の提案》直後のツイッターでの論争には参加していた形跡が残されているものの⁴⁰、本書の中では《88の提案》に一切言及していない。ただし別の書籍に収録された岸政彦との対談では《88の提案》が話題になっており、北田は「デリヘルなんて、あれ八〇いくつかの提案のうちのいくつかのひとつなんだって。ほんっとに凡庸というかさ、つまんねえの。フーコーとかにどつかれそうなもんばっか。たぶんホワイトボードとかで書き出して侃々諤々やっているんだらうけど、その場面をエスノメソドロジーしてやりたい」「『いかにして自分たちがこれを非秩序と思っているのか』ということの凡庸さを吐露しているようなもん」と、非難というよりは軽蔑に近い言葉を向けている⁴¹。

3.5 その他

学術論文としては、臨床哲学を研究する小西真理子が、研究者による当事者加害をテーマにした論文の中で、研究者の加害性を指摘する非研究者の発言の一つの事例として、《88の提案》についてのげいまきまきの語りを紹介している⁴²。

学術論文ではないが、言語とメディア研究を専門とす

る影浦峽が researchmap の研究ブログに《88 の提案》に関する論考を3回にわけて掲載している。最初の投稿は「わたしの怒りを盗むな」を紹介し、全文を読むことを呼びかける内容である⁴³。2本目は3.3節で述べた京都新聞の記事を受け、その見出しである「『デリヘルを呼ぶ』は芸術か」という問いについて、この問い自体が不適切な疑似質問であって、「『芸術をダシにして人権侵害をしてはいけません』と大人が指摘してお終いになるべき、これは極めて単純な出来事であった」と結論づけている⁴⁴。3本目はこれも3.3節で述べた京都新聞の記事中の千葉雅也による発言を取り上げ、これを徹底的に批判するものである⁴⁵。

これ以外にも、インターネット上の記事やブログで比較的詳細にこの件を論じた文章がいくつかある。まず「きょうもえ」によって《88 の提案》当日に早くも公開されているブログは、基本的に《88 の提案》やそれを擁護するアーティストの発言を強く非難するものである⁴⁶。数日後に公開された門田ゲッツによる記事も、セックスワーカーの抱える困難やスティグマに言及しつつ、アートの名の元で誰かの尊厳を傷つけることを批判している⁴⁷。翌2017年にニュースサイトのハフポストに掲載された記事では、「アートのためなら、何をやってもいい」と考える一部のアーティストに対する批判の文脈で、場内で痴漢を受けたなどの被害の告発が相次いだアートイベント「ブラックボックス展」等と並び、《88 の提案》のことが言及されている⁴⁸。

2016年暮から2017年前半にかけて投稿された yanoz による一連のブログ記事はこれらとは異なり、丹羽の他の作品やステートメントを参照しながら《88 の提案》における丹羽の意図を読み解こうとするものである。yanoz は《88 の提案》の意図は「デリヘル嬢を晒し者にするようなスキャンダラスな事」ではなく「デリヘルサービスをギャラリーに呼ぶ事について、実行するならどのように行われるべきか検討すること」で、人々の認識を揺さぶり、公共性への新たな視点を提示することだったとみなすべき、としている。その上で、もしデリヘルサービスを人命も呼ばれる人のプライバシーも損なうことなく呼ぶことができたとして、それでも何かが損なわれるとするならそれは何か？という問いを提示している⁴⁹。

2020年に公開されたフジワラテツオのnoteへの投稿では、yanozのブログや、『芸術祭の公共圏』における丹羽の反省の言葉、『フレーミングするパレルゴンのバルコマン』記載の丹羽に対するげいままきまきの同情的なコメント、そして対談イベント「88の提案に関する報告」に関してげいままきまきが丹羽にツイッター上で親しげに話しかけているツイートを引用し、「個人間の小さないざこざが、いつのまにか他の表現者や研究者の見識まで巻き込

んで、日本の現代アートそのもののありかたまで問い直されるという、巨大な批判にまで膨らんでしまったというのが、この事件の顛末なのではないだろうか？」と締めくくっている⁵⁰。

4. 論点

4.1 何かを論じる前に

本章では3章で紹介した様々な言説をいくつかの主要な論点にまとめて整理するとともに、それらの論点に対する私の考えも述べる。だが各論に入る前にまず書いて置きたいことがある。「デリバリーヘルスのサービスを会場に呼ぶ」という「提案」があつた形で公開されるべきではなかったし、そのことの危険性を会場でげいままきまきが指摘した時に、それはすぐに撤回されるべきだった。その理由は多くの人が指摘しているように、それが誰かの生命や尊厳を脅かす可能性のあるものであり、文脈や意図がどうあれ、多くのセックスワーカーの方が置かれている差別的な構造を利用した行為であったからだ。これらは当初から指摘されてきたことの繰り返しに過ぎない。しかし、そこを確認しないまま、表現や倫理といったことについて何かもっともらしいことを語ることはすべきでないように思う。この件は、芸術や表現の問題である以前に、差別と人権に関する問題である。

《88 の提案》とその後の起きたことは、表現に関わる様々な問題点を顕然とさせ、議論を引き起こした。そのような議論が深まる契機となったことについて肯定的な面を見出すことは不可能ではない。起きたことをただ非難したり擁護したりするだけではなく、そこから思考と対話を始め、何らかの学びを引き出すことに意味はあるし、それは本稿の目的の一つではある。だが「議論のきっかけになった」ことをもって良しとするならば、それは結局のところ、げいままきまきが「人の怒りを消費しないで」と訴え、ブブ・ド・ラ・マドレーヌが「社会的弱者の怒りを盗んで生き延びるアートは減んでよい」と断じたような行為を繰り返すことになる⁵¹。そのことは何かを論じる前に繰り返し確認しなければならないと思う。以上がこの件について最も重要だと私が考えていることである。

4.2 実際にデリバリーヘルスのサービスを呼ぶつもりだったのか？

「昼の家 夜の家」報告書には「そのままでは実現が非常に困難か、公共空間では実施不可能な項目も選ばれ、その『諸条件を検討』することが目指された」とある。掲げられた4つの項目のうちどれが該当するのか明示はされていないが、問題となった「デリバリーヘルスのサー

ビスを呼ぶ」は、実現困難ないし不可能と認識され、従って呼ぶことが前提でなかったと読める記述になっている。丹羽自身の説明は「雑な準備と説明、そして不用意に情報を出してしまった」とどまっているが⁵²、『フレーミングするパレルゴンのパルコマン』に掲載されている《88の提案》冒頭の会話は「デリバリーヘルス、呼びます?」「どうしよう?」「会場の人たちに聞く?」「呼べるのかな?呼ぶの?」などと戸惑った様子の言葉が並んでいる。

これらを総合すれば、デリバリーヘルスを呼ぶことを前提としてはいなかったし、逆に「実際に呼ぶことはしない」と決められていたわけでもなかったであろう。「昼の家 夜の家」報告書に「提案というアクションを丹羽が行い、それに対するリアクションが求められるような場ともなった」とあるように、参加者は「デリバリーヘルスのサービスを呼ぶ」という提案のみが投げかけられ、「実際に呼ぶ」という可能性まで含めて検討することになり、だからこそ戸惑っていたのだろう。実際には起きなかったものの、「途中参加・途中退場自由」で様々な人が出入りすることができたイベントであったことも考慮すると、参加者の誰かがデリバリーヘルスのサービスにコンタクトするということが起きた可能性は皆無ではなかったと言わざるを得ない。

もし実際にデリバリーヘルスのサービスに電話して依頼していたら何が起きたと想定されるのかについては、「わたしの怒りを盗むな」にQ&Aとして書かれている。それによれば、派遣先を確認した際に断られる可能性が高く、実際にセックスワーカーが来場した可能性は低い。ただしチェックの甘い店からだと言われる可能性はゼロではない。セックスワークに従事していることが家族や知人に知られることが、学業や仕事をやめざるを得なくなったり人間関係に大きな支障をきたすことにつながり、場合によっては生活が立ち行かなくなり生命の危険につながるケースもある。多くのワーカーがそのようなリスク・不安と隣り合わせで働いている⁵³。このことを考えれば、《88の提案》において実際にセックスワーカーが会場に呼ばれることがなかったことをもって問題がなかったとは言えない。そのようなワークショップが公共の場で行われているという事実だけで恐怖を感じた人がいた可能性があるからである。

「わたしの怒りを盗むな」に寄稿した論者たちは、「アート」表現の一環としてセックスワーカーに現場に来てもらうことはあらゆる場合に許されない、とはしていない⁵⁴。ただそのためには十分な説明と同意が無くてはならず、それを実質的に意味あるものにするためにはセックスワーカー当事者との真摯なコミュニケーションと人間関係の構築が必要であり、その上で初めて「どうやっ

たら可能か」ということを一緒に考えてもらえる可能性がある。つまりそれは、この条件とこの条件を満たせば可能、という一連の手続きを決められるようなものではないということである。

4.3 「昼の家 夜の家」との関係

《88の提案》が「昼の家 夜の家」というより大きな枠組みの中で開催されたイベントであったということは、《88の提案》で起きた問題を正当化することには全くならないが、イベントの性格を理解する上では重要である。当日の参加者による『芸術祭の公共圏』および『フレーミングするパレルゴンのパルコマン』を除くと、《88の提案》が「昼の家 夜の家」の一部であったことを認識した上でこの件について論じているものはみられない⁵⁵。これは大学・ギャラリー側が報告書を広く読める形で公開していないことが主な原因と見るべきであろう。

「昼の家 夜の家」の報告書によると、《88の提案》の背景となった前年夏の「昼の家 夜の家」のワークショップでは、誰かが意見を表明したり何らかの行動を起こしたりして、それに対して別の参加者が「リアクション」すること、そしてそのリアクションが非言語的になされる点を重視することが、共通の方法論になっていた⁵⁶。それは「提案というアクションを丹羽が行い、それに対するリアクションが求められるような場ともなった」《88の提案》のフォーマットにも反映されている。

なぜ「デリバリーヘルスのサービスを呼ぶ」という項目が「88の提案」に含まれ、しかも《88の提案》で「検討」される4つの提案の選ばれたのかについて、げいまきまきは会場で繰り返し尋ねたところ、「ラーメン屋でも良かった」「セックスワーカーでなくても良かった」「ポーランドのアーティストがギャラリーに呼んでいたから」「本当は呼ばなくても良かった」という答えが返ってきたと記している⁵⁷。「昼の家 夜の家」報告書には「丹羽が会場に掲示した《88の提案》では、2015年夏のワークショップ「昼の家、夜の家」を受けて、そこで実際に行われたこと、そこで見聞きしたこと、連想されたことなどが88個の短い文章で示されており」という記述があり⁵⁸、ここにも「昼の家 夜の家」の影響があったことが示唆されている。同報告書には講師のアルトハメルとジミエフスキによる過去の展示「選択.pl」展において、会場に「ホテルの部屋もしくは依頼人の家などへ性的サービスを行う労働を派遣したり 旅先へ同行させたりする会社」の労働者がゲストとして招かれたことが記されており⁵⁹、これが「デリバリーヘルスのサービスを会場に呼ぶ」という項目が含まれたことに関係していたと思われる⁶⁰。

さらに、報告書からは「昼の家 夜の家」にはある種の暴力性が内在していたことも見てとれる。実際に参加者

間で「暴力的な行為」と「過激な応答」があったと記されており、「暴力」という言葉は複数の参加者の回想に現れる⁶¹。また、「暴力」と並んで「制限のない」コミュニケーションが行われたという趣旨の記述も目を引く⁶²。例えばある運営補助者のレポートでは、参加者が別の参加者の尿を口に含んで講師に吹きかけ、その応答として講師が参加者のスーツケースを雨が振る屋外に放り投げ、携帯電話をへし折り、「あなたは私に暴力を施した。それに対して私は、なんらかのリアクションをとる権利がある」と述べるシーンが書かれている⁶³。

「暴力的」と表現されるようなこのようなコミュニケーションが行われたことに問題はなかったのだろうか？報告書には、参加者たちに途中でやめる自由があることが説明され、参加の意思と、互いに尊重しあいいたずらに尊厳は傷つけないことを確認しあったことが記されている⁶⁴。限られたメンバーが同意の下で自らの意思で行ったことであれば問題はなかったという考え方もあり得るだろう。だが、少なくともこれが大学主催の若手芸術家育成のための教育プログラムで行われたことは、不適切であったと私は考える⁶⁵。そして「昼の家 夜の家」のこのような性質が、《88の提案》の問題とされたあり方に影響を与えていたと思われる⁶⁶。

4.4 キュレーター・教育者の役割

《88の提案》であったことに対し、キュレーションする立場の責任を問う声は多くみられた。たとえばキュレーターの遠藤水城は座談会「表現と倫理の間で」において「キュレーターという立場にある人間、教育者という立場にある人間が、まったく機能していないことの方ですー中略ー丹羽良徳問題の所在もアクアの「大学側」の担当者にしかないと思う。公共性と表現の矛盾を解決すべきは彼ら・彼女らでしかない。アーティストは、若者は、つねにやりたいように、やれる範囲で、一生懸命やるしかないでしょう？」と述べ、それを受けてブブ・ド・ラ・マドレーヌは「(若者とか若いアーティストは) とんでもないことをしてしまうけど、それに価値があるかもしれないという可能性を抛り所に生きているわけやから。それを従順になれというのは非常に愚かなことやと思います。そのとんでもないことをいかに社会化するかというのが、キュレーターの役割ですね」と述べている。

表現という行為は時に社会的規範から逸脱することがあり、その逸脱にこそ意味や価値が宿る場合も多い。あらゆる社会的規範にアーティストが従順であるべきと考え人はごく少数だろう。だからこそキュレーターの役割と責任が大きいという指摘は正しい。だが私は、アーティストはやりたいことを自由に表現すればよく、その行為が誰かの尊厳を損ねたり人権を侵害したりしないよ

うにする責任はキュレーターの立場にある者「のみ」にあるという意見には賛同しない。様々な表現活動の中で美術館やギャラリーなどで誰かのキュレーションの下で発表されるものは一部に過ぎず、キュレーターの方に責任を負わせることは表現による人権侵害を防ぐ目的にとって不十分というのが第一の理由である。加えて、それはアーティストを面白い作品を生み出す装置とみなし、人格ある人間として扱わない態度であるとも考える。

上の引用中、遠藤はキュレーターに加えて「教育者という立場にある人間」が機能していないとも書いている。これは芸術の教育機関である芸術大学が重く受け止めなければならない指摘である。

4.5 研究倫理

山田創平は「わたしの怒りを盗むな」の中で、《88の提案》が大学関係機関で行われた以上、それは人に対する調査としての性格を持ち、研究倫理の観点から問題があったと指摘している。実際に《88の提案》で行われたことをそのまま研究計画に書いて倫理審査にかければ、たとえ芸術的・学術的意義が認められたとしても、審査に通る可能性は低いだろう。

とはいえ、人を対象にした学術研究に対して課されている事前の倫理審査のような仕組みが、芸術活動に対してもうまく機能するとはなかなか考えにくい。芸術活動の本質的な部分でそういうものに馴染まないこともあるだろうし、そもそも学術研究と比べて芸術活動は大学や公的機関の枠組み外で行われている割合が圧倒的に高いと思われる。山田と同じ社会学を専門とする岸政彦も、アートの中で人権が保証される「しくみ」を作ることに対しては、「もちろん私もそんなもの反対だがー人権を保証することに反対なのではなく、それは単に煩瑣で無意味な事務手続きを増やすだけだろうから」と書いている⁶⁷。だがアートの名の下で人権が侵害されることが繰り返されるならば、それを防ぐための「しくみ」を導入せざるを得なくなる。そして山田が指摘するように、そのことは「大学」や「表現の現場」に権力の介入を招き入れる結果になるだろう。このことも《88の提案》に関して挙げられた批判に対し、大学として応答する責任が京都市立芸大にある理由の一つである。

4.6 アートとしての価値と社会問題への言及の仕方

《88の提案》に対する評価の中には、人権問題としての是非は差し置いたとしても、それが芸術表現として陳腐でつまらないという批判も多い。その例の一つが3.4節で触れた神野真吾による批判である。神野の批判は丹羽の他の作品にも及んでおり、2016年に丹羽が発表した「歴代町長に現町長を表敬訪問してもらおう」についても「人

に対する敬意も社会的価値もない」と厳しい評価を下している⁶⁸。一方で同じ作品を『芸術祭の公共圏』の中で藤田直哉が地域アートのあるべき形の一つを示唆するものとして高く評価している⁶⁹。私には丹羽の作品の芸術的価値を適切に批評する能力はないが、「歴代町長に現町長を表敬訪問してもらおう」に関しては、ある種の居心地の悪さはあったものの、広い意味での社会のあり方を問い直す時の学問やジャーナリズムとは違うアプローチとして意味があるようには感じた。もっともそのような分かりやすい社会的な効用を作品に求めること自体が、丹羽の作品の鑑賞にはあまり適さないのかもしれないと思う。《88の提案》に関しては、芸術云々以前のところで問題があり、芸術的側面については特に語ることはないというのが本稿における私の立場である。

アートが社会的なものに言及するやり方に関して私がより関心を持ったのは、同じく3.4節で簡単に触れた岸政彦の論考である。岸は、アートが「社会に言及する際に、その言及の仕方が驚くほど凡庸で稚拙になることがたまにある」と書き、それが単なる無知や勉強不足によるものではなく、そうなる理由が「(純粹に) 美的」なものを目指すアートに内在することを論じている。岸はそれを端的に「学校的なものから離れれば離れるほど、それは私たちにとって美的に価値がある」と表現しているが、それは「人権を守りましょう」という極めて当たり前だが学校的でもある主張を、否定はせずとも自己を100%そこに重ねてしまうほどには同意できない人々がいることの、一つの説明になっているように思う。(次節の議論はこのことに多少関係しているかもしれない。)

岸はまた、「私の知る限り、ほとんどの美的表現にかかわる人びとは、自己を基準からはずれたもの、通常のルートから逸脱した存在として捉えている」として⁷⁰、「表現者(調査者)はまぎれもないマジョリティの立場であり、生活者の現場に土足でずかずかと踏み込んでいって生の声を集め、それを外の世界にばら撒いて、そして自分だけはそのことによって業績をあげていく」存在であると、同書の元となったフォーラムでアーティストたちに向けて話した。そしてその背景には、社会学を含む人や地域を対象とした学術研究が、「私たちが強者で、権力や権威を持っていて、そしてそういう私たちが現場の人々のことを『一方的に、それになりかわって語る』ということが、ひとつの権力の作用であり、あるいは暴力であると理論化されてきた」ことがあると述べる⁷¹。これは芸術に関わる者が自らの立場に置き換えて考えるべき指摘であるし、芸術大学における教育に組み込まれなければならない内容であろう。

4.7 アートは人権侵害するのか

3章で述べたように、『88の提案』をめぐる議論、特にSNS上での炎上は、あるアーティストによる「アーティストなんだから人権侵害くらいすることもある」という趣旨のツイートが一つのきっかけを作った。アーティストによる人権侵害がアートであるが故に許されるという意味だとすれば擁護の余地はないが、元のツイートもおそらくそういう意味ではないし、その意味の主張を擁護する意見はさすがにほとんどない。だが、アーティストの行動原理の中に「人権侵害をしてはいけない」を含む様々な社会規範や法律とは独立した何かがあるという趣旨の指摘はいくつかみられる。

その一つが、3.3節で触れた京都新聞の記事における千葉雅也のコメントである。再度引用すれば、「法律や憲法が禁止してしようと、人間は何事かをやるときにはやる存在」であり、「そうした危険でもありうる人間の行動可能性に触れているのがアートである」と千葉は述べる。それと類似の指摘は、美学者の吉岡洋のブログにもある⁷²。吉岡は芸術が人権を侵すことについて「許されるか許されないかということ言えば、許されないに決まっている。重要なのは、許されないにもかかわらず、芸術は人権を侵すこともありうる、ということである」と言う。言い換えれば「芸術は法や権利を語る言説とは原理的にインコンパチブル(通約不能)だ」ということである。

私は芸術学や美学の専門的な議論については全く不案内だが、千葉や吉岡が言っていることの意味は分かるし、芸術にはそういう側面があるのだと思う。ただ私には、それが《88の提案》で起きたことを論じるにおいて重要だとは思えない。あるいは重要だとしても甚だ不十分であると思う。

これらの意見に触れた時に私が感じたのは、それが科学者にとっての「科学に100%はない」という言明に似ているということだった。科学に厳密な意味での完璧はない。たとえば光速度不変の原理のように、いくつもの実験的事実で検証された自然法則として通常はその正しさが疑われることのない事柄であっても、究極的にはそれが成り立たないケースがあるかもしれないという可能性に対してはオープンでなければならないと、科学者の多くは考えるだろう⁷³。科学技術に常に不確実性が伴うことは、薬害やBSEの人間への感染、原子力発電所の事故などを通して今や広く社会的にも認知されており、科学技術社会論研究の中で議論が蓄積されてきている。原発の安全性、光速度不変の原理、新しい治療法の有効性とリスク、地球外生命の存在等々、不確実さの程度もその社会的インパクトも様々な科学的不確実性を同一視することは、多くの場合粗すぎる見方であり、文脈によっては有害である。科学の不確実性について専門家が語る

ときは、その不確かさの程度と不確かさがもたらす社会的な影響を考慮し、対話の相手の関心や不安を聴き取る丁寧なコミュニケーションが求められる。無論、私自身を含む現実の科学者や科学コミュニケーターたちが常にそれをできているかと問われれば、とても充分だとは言えないのであるが。

ユダヤ人精神科医のヴィクトール・フランクルは、ナチスの強制収容所での体験を書いた「夜と霧」の中で、同胞すら迫害する人々と、悲惨と絶望の中にあっても他者へのいたわりを忘れず祈りを捧げる人々を見だし、「どんなに自由を奪われた状況でも、与えられた状況においてどう振る舞うかという人間の最後の自由は、決して奪うことはできない」と書いた⁷⁴。フランクルが収容所で経験したようなことが二度と繰り返されてはならないが、人間が「何かをやるときにはやる存在」であることを思い返すべき時があるとすれば、こういう時だと思う。芸術の名の下に人権が脅かされることへの批判と非難が殺到している時、「何かをやるときにはやる」人間の極端な自由や「法や権利を語る言説とは原理的にインコンパチブル」な芸術のあり方を改めて確認することが全く無意味だとは思わない。だがそこで終わるのは不十分で、弊害も大きいように思う⁷⁵。

吉岡は同ブログの最後の段落でこう書いている。

重要なことは、芸術に関わるということは原理的に、どんなに凡庸で常識的な人にとっても、自分がいつその「法」の向こう側に転落するかもしれない、人権を侵すことになるかもしれないという「危険」の中に、身を置いているということである。

この言葉は、「わたしの怒りを盗むな」の中でブブ・ド・ラ・マドレーヌが書いたことを思い起こさせる。《88の提案》の中で「デリヘルに（客として）電話するか否か？それはリスクなのではないか？」といった会話があったことを加須屋から聞いたブブ・ド・ラ・マドレーヌは「それは誰にとってのどんなリスクだということが話されたのですか」と問い、それに対する明確な答えは返ってこなかった。加須屋たちの言う「リスク」や吉岡の言う「危険」が誰にとってのものを指していたのか、正確なところはわからない。だがそこで主に念頭に置かれているのはアーティストの側が「人権を侵してしまう危険」であり、侵される側にとっての危険や恐怖ではないのではないだろうか。少なくとも両者のリスクを等価なものとしてしまっていないだろうか。

「許されるか許されないかということ言えば、許されないに決まっている」とことわった上で「芸術は人権を侵すこともありうる」ことを「芸術と自由をめぐる核心的な事柄」だと吉岡が述べたこと。あるいは「アートは他人に迷惑をかけてよいのだ、と擁護するつもりはない」

とことわった上で「あらゆる迷惑行為をあらかじめ防止しようとすることは『総萎縮社会』というファシズムに転化しかねない」と千葉が述べたこと。それらの主張自体には汲むべき意味があったとしても、これらの言葉が、アーティスト/ギャラリー/大学という力を持つ者が、セックスワーカーが置かれている差別的な構造を（意図していないとしても）利用して芸術表現を行い、それによりセックスワーカーの生命と尊厳が脅かされようとしていたという文脈の中で語られた時、それは結局のところ相対的に守らなくてもいいものを守り、より脆弱なものを傷つける結果を生むように思う。

4.8 瞬発力を持つために

本章の冒頭で私は、《88の提案》があこの形で実施されるべきではなく、また開催してしまったとしてもその危険性を会場でげいままきが指摘した時にすぐに撤回されるべきだった、と自分の考えを述べた。現場にいなかった私が、後から色々なことを学んだ上でそのような指摘をするのは比較的容易である。だがもし私が2016年に京都市立芸大の教員の立場で《88の提案》や「昼の家 夜の家」に関わっていたとして、「こうするべきだった」と今考えるような行動を取っていたかと問われれば、その自信は全く無い。想像するに、もし誰かがデリバリーヘルスのサービスを本当に呼ぼうとしていればさすがに止めようとしただろうが、それ以上のことは芸術の専門家ではない自分が口を出すべきことではないという理由をつけて傍観していた可能性が高いと思う。

このことを考える時に思い出すのが、2019年に開催した『アート×サイエンス×ジェンダー』という研究会でブブ・ド・ラ・マドレーヌから聞いた「瞬発力」という言葉である⁷⁶。どういう文脈でその言葉がでてきたのか記憶は定かではないが、何か不正義や倫理にもとることが目の前で起きた時に、その場ですぐに異議を唱えたり、なんらかの行動を取ったりするのに必要な力を「瞬発力」と呼んでいたと私は理解した。それは、物事に反射的に応答せず多角的な視点から問題点をよく吟味するための力とは別の、しかし同じくらい大切で必要な力であると思う。そして学問と芸術に取り組むことがこの意味の「瞬発力」を鍛えることにどのように資することができるのかは、これからの芸術大学が取り組むべき重要な研究課題であると考えている。

本件について色々教えて下さったげいままきさんとブブ・ド・ラ・マドレーヌさん、原稿を確認頂いた加須屋明子さんと藤田瑞穂さん、そして座談会「表現の自由と倫理」の企画運営に関わった京都市立芸大および京都大学の卒業生と学生の皆さんに謝意を表します。

註

- 1 ここでいう科学には人文社会学を含む学術一般を含んで考えている。
- 2 丹羽氏から直接お話を伺うことはまだできていない。
- 3 <https://sites.google.com/view/foeae20220222/>
- 4 《88の提案》当時のイベント告知のページへのリンク (http://gallery.kcua.ac.jp/events/20160109_id=8029) がいくつかのサイトに残っているが、このページは現在削除されている。同じ内容はギャラリー@KCUAのウェブサイトアーカイブされている。 <https://gallery.kcua.ac.jp/archives/2016/2385/>
- 5 藤田瑞穂編『House of day, house of night = 昼の家、夜の家』京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA (2016)
- 6 加須屋明子『ワークショップ「昼の家、夜の家」—葛藤を通じて得たもの、現実を動かす力—』報告書 p21
- 7 報告書 p96
- 8 <https://yoshinoriniwa.tumblr.com/image/136001553336> 最終アクセス 2022.12.20
- 9 <https://dontexploitmyanger-blog.tumblr.com> 最終アクセス 2022.12.20 の時点でページ内のリンクの一部不具合があるが、ページの下の方にある "Read More..." をクリックしてゆくと全てのエントリーも読むことができる。
- 10 げいまきまき「当事者とどう向き合うか セックスワーカーと表現」SWASH 編 (2018) pp 199-214
- 11 このトークイベントの記録は電子書籍として出版されている (丹羽良徳, 藤田直哉, 丸山美佳, F. アツミ (2019)) 同イベントの記録は以下のサイトに掲載されているが、一部が省略されている <http://www.nadiff.com/?p=15369> (最終アクセス 2022.12.15)。省略されている部分に《88の提案》に関する記述も含まれているため、本稿では電子書籍版に参照している。
- 12 Art-Phil (2017)。同書の注には「本評は、当日のイベントに居合わせた評者の回想とともに書かれている。発言者の保護と解釈上の余地のために、発話者の主体を記載せず、語調を変える。記載順は非時系列」との記述がある。
- 13 ただし「発話者の主体を記載せず、語調を変える。記載順は非時系列」という注釈が書かれている。
- 14 一連のツイートは以下にまとめられている。 <https://togetter.com/li/932391> また「わたしのいかりを盗むな」にも転載されている。
- 15 既出のもの他に筆者が見つけたものは以下。 <https://togetter.com/li/932439> <https://togetter.com/li/932599> <https://togetter.com/li/933035> <https://togetter.com/li/933440> これらのまとめサイトはコメントを受け付けられるようになっており、そこでも多くのコメントが寄せられたり、コメント欄での議論が展開されたりしている。なお他の SNS では、Facebook でもこの件を話題にしている投稿を見つけることはできた。
- 16 本校執筆時点 (2022年12月) において、まとめサイト (togetter) では本人のツイートとして読むことができるが、それらの元ツイートのほとんどは削除されているので、ここでは実名を記さない。
- 17 http://haps-kyoto.com/haps-press/bye/bubu_yamada_interview/ 最終アクセス 2022.12.20
- 18 http://haps-kyoto.com/haps-press/fn_03252016/fnakamura_report/ 最終アクセス 2022.12.20
- 19 丹羽良徳×げいまきまき×水野祐「88の提案に関する報告」 http://bookandbeer.com/event/20160305_88/ (最終アクセス: 2022.12.20)
- 20 Art-Phil 前掲書、位置 Np162
- 21 例外は Art-Phil 前掲書

- 22 丹羽良徳他 前掲書
- 23 前掲書、位置 663-669
- 24 前掲書、位置 580
- 25 前掲書 位置 540 なおここで述べられている「大学内で共有されている認識」が2016年当時に学内でどのように共有されていたのかは私の着任前のことだったので分からない。ただし同様の認識を個人的な会話の中で聞いたことはある。表現における倫理という重要な問題に関して、大学側の対応にも問題があったという指摘がこれほど様々な論者からなされており、にもかかわらずこの件に対する大学の立場が学外の方による伝聞の形でのみ公開されていることは望ましいとは言えない。これも大学としての応答があるべきであると私は考える理由の一つである。
- 26 Art-Phil 前掲書 位置 No404
- 27 例えば以下のような記述がある。「ツイッターでの炎上以降、ワークショップを行った丹羽やキュレーターは不在のまま、ワークショップの意図や目的、あるいは結果とかけはなれた一方的な解釈が優位な状態でシンポジウムが開かれ、新聞で報道され、大学人や有識者たちがそれぞれの立場から見解を表明することになった。丹羽による公開討論の様子は結果として公開されず、大学やキュレーターからの十分な背景や経緯の説明は現在に至るまで公には行われていない」前掲書 位置 No321。
- 28 丹羽良徳 (企画), F. アツミ (編集) (2017) p75
- 29 げいまきまき (2018) 前掲書
- 30 加須屋 (2021) pp93-112
- 31 前掲書 p217
- 32 これに対し、ウェブで公開されている中村史子 (愛知県美術館学芸員) による同じディスカッションの記録では、アーティストで京都市立芸術大学教員である伊藤存の「無知が理由で誰かに怒られた時、自分の無知さや相手の怒りを受け止めてそこから会話を始められるかどうか重要」という言葉や、ブブ・ド・ラ・マドレーヌによる「キュレーターは作家を守ろうとし、作家は自分の表現を守ろうとした結果、目の前で起こっている事柄に鈍感になっていたのではないか」という言葉を紹介している。
- 33 北田・神野・竹田編 (2016)
- 34 神野真吾「アートの開かれた王室問題—あとがきにかえて」前掲書 p340。なお、本文中で引用した F. アツミによる「感覚的な面白さを理由にデリバリーヘルスに従事する当事者の人を呼ぼうとした人は誰もいなかった」というトークイベントでの発言は、この神野による「自分たちの感覚的な面白さを理由に」という部分が念頭にあるものと思われる。
- 35 前掲書 p 342
- 36 前掲書 p346
- 37 明戸隆浩「表現の自由／表現が侵害する自由—アートはヘイトスピーチとどう向き合うべきか」前掲書 p 102
- 38 清水晶子「ボルノ表現について考えるときに覚えておくべきただ一つのシンプルなこと (あるいはいくつものそれほどシンプルではない議論)」前掲書 p163
- 39 岸政彦「欲望と正義—山の両側からトンネルを掘る」前掲書 pp127-142
- 40 <https://togetter.com/li/932439?page=2> 北田のものと思われるツイッターアカウントは本稿執筆時点では凍結されている。
- 41 岸, 北田, 筒井, 稲葉 (2018) pp. 57-58
- 42 小西 (2022)。なお小西はこの論文中、哲学研究がこれから向かうべき方向を論じる中で、「聴く」ことを重視した鷺田清一の臨床哲学の考え方を紹介している。鷺田を引用した小西の論は説得力がある。しかし《88の提案》当時の京都市立芸

術大学の学長が驚田であったことは指摘しておかねばならない。

- 43 影浦峽「Don't exploit my anger! 私の怒りを盗むな」
https://researchmap.jp/blogs/blog_entries/view/74995/67f6b73ed1165914be93052413357df3?frame_id=625439 (最終アクセス 2022.12.20)
- 44 影浦峽「『デリヘルを呼ぶ』は芸術か 提案に賛否飛び交う」について (1)
https://researchmap.jp/blogs/blog_entries/view/74995/6b845505141f444da3b13e113597875d?frame_id=625439 (最終アクセス 2022.12.20)
- 45 影浦峽「『デリヘルを呼ぶ』は芸術か 提案に賛否飛び交う」について (2) https://researchmap.jp/blogs/blog_entries/view/74995/3bb35e51d930680562b8a3ec1c619048?frame_id=625439 (最終アクセス 2022.12.20)
- 46 きょうもえ「『現代アート展示会場にデリヘル嬢を呼ぶ』というクソみたいなことをやろうとしていた限界が本当にクソだった」 <https://kyoumoe.hatenablog.com/entry/20160131/1454226318> (最終アクセス 2022.12.20)
- 47 門田ゲッツ「アート展にデリヘルを呼ぶ」ことが、「アートだから」で許されるはずがない <https://mess-y.com/archives/26841> (最終アクセス 2022.12.20)
- 48 natsuru-sakamoto「痴漢騒動のブラックボックス展に感じた「アート無罪」という考え方の危うさ」 https://www.huffingtonpost.jp/natsuru-sasamoto/black-box-art-and-society_b_17327892.html (最終アクセス 2022.12.2)
- 49 yanoz「断片的なもの社会学」と「88の提案」—絶対してはならないことをすること 2016年12月9日
<http://blog.livedoor.jp/plankblank/archives/8683490.html> (最終アクセス 2022.12.2)
yanoz デリヘルを呼ぼうとして丹羽良徳がニヤつく時 2017年1月24日
<http://blog.livedoor.jp/plankblank/archives/8724944.html> (最終アクセス 2022.12.2)
yanoz デリヘルアート事件(1) 誤解について 2017年3月13日
<http://blog.livedoor.jp/plankblank/archives/8779944.html> (最終アクセス 2022.12.2)
yanoz デリヘルアート事件(2) 損なわれた何か 2017年3月21日
<http://blog.livedoor.jp/plankblank/archives/8784730.html> (最終アクセス 2022.12.2)
- 50 フジワラテツ「結局、デリヘルアート事件とは何だったのか?」 <https://note.com/postprank/n/n3732363586f4#CCQDa> (最終アクセス 2022.12.20) 本章では基本的に個々の言説に対する私の解釈や論評は避けているが、ここで「個人の間のおさな いざこざ」とされていることに対しては、げいまきまきはむしろこれを個人間の確執としてではなくより大きな視点で問題視しているのであって、丹羽個人に対するげいまきまきの態度はその問題とは独立であるはずだということは述べておきたい。
- 51 丹羽自身が『芸術祭の公共圏』の中で、『88の提案』を肯定的に評価し「あの場こそが、今まさに必要な対話の空間ではなかったのか」と述べる F. アツミに対し、「これが本当に今必要なことなのかになってアツミさんが言ったのは賛成できないな」と述べている。丹羽他 (2019) 前掲書, 位置 No595
- 52 丹羽他 (2019) 前掲書, 位置 No593
- 53 ブブ・ド・ラ・マドレーヌ、山田創平「Q&A」 「わたしの怒りを盗むな」前掲サイト (最終アクセス 2022.12.20) セックスワーカーの置かれた状況については、SWASH 編 (2018) も

参照。

- 54 げいまきまきは前掲書『セックスワーク・スタディーズ』の論考でもその点に触れている。
- 55 前掲の yanoz によるブログは「昼の家 夜の家」について認識している形跡はないが、丹羽の過去の作品との比較から『88の提案』の性格については的を射た分析をしているように思われる。
- 56 報告書 p33
- 57 げいまきまき (2018) 前掲書 p205
- 58 報告書 p21
- 59 報告書 p11 同報告書にこの記述があることは座談会「表現の自由と倫理」の企画メンバーだった京都市立芸術大学の卒業生が指摘してくれた。
- 60 報告書によれば、「選択 .pl」展では「例えば幼稚園児、ギムナジウムの生徒、ヤツェク・マルキエヴィチに雇われた付き添い斡旋所 16 の労働者たち、美容学校の女生徒たちなどが招かれた。特に幼稚園児たちは、ゲームのルールには無頓着に、全くの「破壊」をもたらし、参加者によってもまた破壊がもたらされた」とある (p11)。このことについて京都市立芸大の卒業生の一人からは「作家を脅かすような力を持たない人しか呼ばれてないのでは」という指摘があった。
- 61 報告書 p66, p80, p81, p29
- 62 報告書 p7, p22, p60, p61
- 63 報告書 pp80-81
- 64 報告書 p7, p22
- 65 報告書には、育成対象者として参加したアーティストだけでなく、「撮影班」として参加していたスタッフにも大きな負担と過大なストレス、そして時には恐怖を与えたことも記されている (p23)。
- 66 このことは本文中で述べた筆者ら主催の座談会「表現の自由と倫理」においても参加者から指摘があった。
- 67 岸, 前掲書 p139
- 68 神野, 前掲書 p345
- 69 『芸術祭の公共圏』前掲書 位置 No176
- 70 自分が経験した範囲の印象論を書くことにあまり意味はないかもしれないが、芸術大学で学ぶ学生と日常的に交流している私には、今の若い芸大生の多くが、少なくとも上の世代に比べると、表現するツールと大学生としての立場を持っている自らのマジョリティ性を自覚しているように感じられる。
- 71 同時に、自らを含む社会学者たちの「他者に対して倫理をふりかざす不遜さ」についても紙面を割いて述べている。
- 72 https://chez-nous.typepad.jp/tanukinohirune/2016/05/an_amnesty_for_art.html?fbclid=IwAR01bWuyi-QSiC2rZ2V5rhPbeQOuU0SzgKVsK4-CBTNL7KLA81V6h_AYnSM (最終アクセス 2022.12.25) このブログ記事は『88の提案』について明示的に言及してはいないので3章には記載しなかったが、公開日 (2016.5.9) が件の京都新聞の記事の数日後であり、おそらくこの件にまつわる議論も念頭において書かれたのだろうと推測される。
- 73 2011年にニュートリノと呼ばれる素粒子が光速を超えたとする実験結果が発表され、物理学界が大いに賑わったことがある。その後、やはり実験の方に誤差の原因があったとされ、今のところ光速不変の原理が破られるケースは見つかっていない。それでもこの一件は、物理学者たちが、たとえ極めて懐疑的であったとしても、光速不変の原理が破られる可能性が存在することに対してはオープンだったことを示すものである。
- 74 フランクル (2002)
- 75 限られた紙面の新聞記事へのコメントでそれをやるのに無

理があることは分かる。

76 同研究会の開催記録はウェブで公開されている。<https://sites.google.com/view/art-science-gender>

引用文献

加須屋明子『現代美術の場としてのポーランド：カントルからの継承と変容』創元社（2021）

岸政彦, 北田暁大, 筒井淳也, 稲葉振一郎『社会学はどこから来てどこへ行くのか』有斐閣（2018）,

北田暁大, 神野真吾, 竹田恵子（編）『社会の芸術／芸術という社会』フィルムアート社（2016）

小西真理子「研究者による当事者加害の「その後」を考える：緊縛シンポをきっかけとした研究倫理〈再考〉の断片」臨床哲学ニューズレター, vol. 4 pp.85-96（2022）

丹羽良徳（企画）, F. アツミ（編）『資本主義が終わるまで TILL THE DEMISE OF CAPITALISM』Art-Phil（2017）

丹羽良徳, 藤田直哉, 丸山美佳, F. アツミ『芸術祭の公共圏：敵対と居心地の悪さは超えられるか?』Art-Phil（2019）Kindle版

藤田瑞穂編『House of day, house of night = 昼の家、夜の家』京都市立芸術大学ギャラリー @KCUA（2016）

ヴィクトール・E・フランクフル（著）, 池田香代子（訳）『夜と霧【新版】』みすず書房（2002）

Art-Phil『フレーミングするパレルゴンのバルコマン——丹羽良徳の《88の提案》を後に』Art-Phil（2017）Kindle版

SWASH（編）『セックスワーク・スタディーズ』日本評論社（2018）

